

国民健康保険または後期高齢者医療の 「限度額適用・標準負担額減額認定証」(減額認定証)の更新手続きは8月30日までです

現在交付されている国民健康保険または後期高齢者医療の減額認定証の有効期限は平成25年7月31日までとなっています。

●国民健康保険の減額認定証をお持ちの方

平成25年8月以降も認定が可能な方には、7月中旬に「申請のお知らせ」と「申請書」を送付しますので、引き続き必要な方は、8月30日(金)までに更新の手続きを行ってください。(認定証は申請を行った月の初日から有効となりますので、9月1日以降に申請をされますと、認定されない月が生じるようになります。)

が「区分Ⅰ」に該当する方

8月上旬に新しい認定証を送付します。(自動更新のため手続きの必要はありません。)

②平成25年8月以降の認定区分が「区分Ⅱ」に該当する方

なお、現在「区分Ⅰ」または「区分Ⅱ」の認定証をお持ちの方で、その認定証の有効期間内の入院日数の合計が91日以上の場合、申請日から食事代が更に減額されます。

●後期高齢者医療の減額認定証をお持ちの方

現在、認定証をお持ちの方で：

①平成25年8月以降の認定区分

7月中旬に山口県後期高齢者医療広域連合から「申請のお知らせ」と「申請書」が送付されますので、必ず8月30日(金)までに更新の手続きを行ってください。(認定証は申請を行った月の初日から有効となりますので、9月1日以降に申請をされますと、認定されない月が生じるようになります。)

なお、現在「区分Ⅱ」の認定証をお持ちの方で、その認定証の有効期間内の入院日数

の合計が91日以上(長期の入院)の場合は、申請することで食事代が更に減額されます。申請の際は病院の領収書など、入院日数の分かる書類をご持参ください。

◆申請場所 健康増進課医療保険班、各総合支所または各出張所

◆必要なもの

・保険証
・現在交付されている平成24年度の減額認定証

・現在、「区分Ⅱ」または「区分Ⅰ」の減額認定証をお持ちの方で、その認定期間内の入院日数の合計が91以上の場合、入院日数が確認できる書類(病院の領収書など)

※同一世帯内に住民税の申告がまだお済みでない方がいらっしゃる場合(未申告の状態)、本来の負担区分判定ができないことがあります。その際は、各総合支所または各出張所の窓口で、まず申告をしていただくようお願いいたします。

■問い合わせ

健康増進課 医療保険班
☎0820(77)5502

葬祭費の支給申請を受け付けています

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者がお亡くなりになられた場合、その葬祭を行われた方に対して、申請により保険者(町または山口県後期高齢者医療広域連合)から5万円を支給しています。

対象となられる方で申請を行われていない方は、健康増進課医療保険班、各総合支所または各出張所で申請を行ってください。

なお、葬祭を行なわれた翌日から2年を経過しますと時効により支給ができなくなりますので、ご注意ください。

■手続きに必要なもの

- ・葬祭を行なったことがわかる書類(会葬礼状や葬祭費用の領収書など)
- ・印鑑
- ・申請人の通帳

■問い合わせ

健康増進課 医療保険班
☎0820(77)5502